

熊本県監査委員公告第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成29年10月26日から平成29年10月27日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月9日

熊本県監査委員 濱 田 義 之
 同 竹 中 潮
 同 氷 室 雄一郎
 同 田 代 国 広

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
県南広域 本部芦北 地域振興 局	(新川防災・安全交付金(火山砂防)工 事他合併について) 砂防堰堤本体工事において、第1期工 事のコンクリート部分と第2期工事のコン クリート部分の打継面から漏水が発 生している。 速やかに施設の改善を行うととも に、再発防止策を講じること。	漏水箇所については、「ひび割れ調 査、補修・補強指針」に基づき注入工法 により補修を行い、補修後は止水状況を 確認し、8月末に対策を完了した。 再発防止策については、漏水の原因 が、コンクリート打継処理剤の使用時に おける不十分な施工管理によるもので あったため、材料の使用量や施工手法等 を適切に管理するよう受注者への指導を 徹底していく。 また、砂防課でも、コンクリート打継 処理の適切な施工について、平成30年5 月各地域振興局に通知するとともに、担 当者会議で説明している。今後も、技術 研修会等を通じて広く周知し、再発防止 に努めていく。